

領事メール

令和2年12月28日付
在ウクライナ日本国大使館

【件名】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置

【ポイント】

- 日本における水際対策の強化に伴い、英国等を経由して日本に帰国する場合には、日本人であっても、出発72時間以内に受検した陰性証明書の取得が必要になります。
- 日本到着時には検疫官から「質問票Web」で発行されたQRコードの提示が求められます。

【本文】

在留邦人の皆様へ

たびレジ登録者の皆様へ

1 日本における水際対策の強化

(1) 新型コロナの「変異型」ウイルスが確認されたことにより、12月26日、日本政府は水際対策強化に係る新たな措置を導入しました。これにより、英国等の下記対象国・地域を経由して帰国する日本人には、出発72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書を日本到着時に提出することが求められます。陰性証明書を提出できない方については、検疫所が確保する宿泊施設にて14日間の待機を求められます。

○対象国・地域(12月28日現在)

英国、南アフリカ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストリア、デンマーク、フランス、ベルギー、カナダ(オンタリオ州)、スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン

今後は対象国が拡大される可能性がありますので、最新の情報については以下のリンク先をご確認下さい。

【外務省サイト】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C094.html

(2) 12月28日現在、ウクライナでは「変異型」ウイルスの感染者は確認されていないので、ウクライナから出発する日本人は、上記の国を経由しない限り、PCR検査陰性証明書を取得する必要はなく(但し、経由地となる航空会社によって取得を求める場合もあります)、待機場所もご自身で確保した場所での14日間待機となり、これまでと変更はありません。

せん。他方、ウクライナから日本に入国する外国人につきましては、外交・公用目的、日本在住者との同居目的、緊急人道上の案件を除き、来年1月末までの間は入国を制限されることとなります。

2 日本到着時の空港検疫(「質問票Web」で発行されたQRコードの提示)

従来から、日本到着時の空港検疫の際に、入国者は全員が機内配布される質問票に記入して提出することになっておりますが、12月からこれが下記Web上での事前入力が可能となりました。出発当日にしか判明しない質問(座席番号など)についても、事前回答可能な項目のみ入力し、後に「回答入力確認画面」から修正・入力が可能ですので、あらかじめ入力されることをお勧めします。

○入力要領

- ・ 日本への到着前に、自宅・出発地などの空港・航空機内などで「質問票Web」により質問項目を入力し、QRコードを作成して、画面を保存又は印刷いただくことで、スムーズな検疫手続きが行えます。
- ・ 「質問票Web」をスマートフォンやタブレットのホーム画面に追加することで、航空機内などのオフライン環境からでも「質問票Web」の入力が可能となります。

【厚生労働省サイト】

「質問票Web」入力ページ

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

「質問票Web」案内

<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100125798.pdf>

【問い合わせ先】

在ウクライナ日本国大使館領事部

電話: +38(044)490-5500

FAX: +38(044)490-5502

HP: https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html

※「たびレジ」は、以下の URL から対象国の追加登録が可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>